

「第6次 徳島県保健医療計画」(案) について

1 改定の趣旨

現計画(第5次改定)の策定から5年が経過し、医師不足の深刻化や「南海トラフの巨大地震」をはじめとする大規模自然災害への不安等、本県の保健医療を取り巻く環境が変化する中、県民のニーズに的確に対応した保健医療提供体制の構築に向け、「徳島県保健医療計画」を見直すこととした。

2 基本理念

現計画に引き続き

「県民がいつでも、どこでも、等しく高度な保健医療サービスが受けられる徳島づくり」を基本理念とする。

3 計画の期間

平成25年度～平成29年度(5年間)

4 記載事項

- (1) 病床の整備を図るべき区域(保健医療圏)の設定、基準病床数に関する事項
- (2) 5疾病及び5事業並びに在宅医療の目標、医療連携体制に関する事項
 - ※5疾病…がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患
 - ※5事業…救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療
- (3) 医療の安全の確保等、その他の保健医療に関する事項
- (4) 医師等医療従事者の確保に関する事項 等

5 改定における主な変更点

(1) 2次医療圏等の設定について

医療資源の効果的な活用と災害医療等への広域的な対応を可能とするため、県下3圏域に広域化するとともに、従来の6圏域を1.5次保健医療圏として継承。広域的課題と地域的課題の双方に効果的に対応。

(2) 精神疾患の医療体制の構築について

計画に定める疾患として新たに精神疾患を追加。うつ病、認知症等への対応等を含めた医療体制構築に係る指針を策定し、病期や個別の状態像に対応した適切な医療体制を構築。

(3) 在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

住み慣れた地域での居宅等における在宅医療の体制構築に関する指針を示し、他の疾病・事業と同様、県が達成すべき数値目標や施策・事業等を記載。

(4) 本県ならではの特徴

本県が有する課題、特色に応じた本県ならではの計画を策定。

- ・「南海トラフの巨大地震」に備える災害医療体制の構築
- ・関西広域連合による広域医療の取組み
- ・「先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区構想」の推進
- ・全国をリードする自殺予防対策の展開

6 圏域ごとの取組み

○圏域ごとの課題に対応した、具体的な施策を実施。

○医師不足対策については、「徳島県地域医療支援センター」がコントロールタワーとなり、地域枠医師等のキャリア形成支援と一体となった配置調整等を行うことで、「医師の地域偏在」の解消を推進。

（東部圏域）

- ・県立中央病院と徳島大学病院が連携した「総合メディカルゾーン構想」の推進による医師確保対策、産学官共同の糖尿病予防対策等
- ・「先導的な地域医療の活性化（ライフイノベーション）総合特区構想」の推進による「地域医療の再生」と「糖尿病の克服」
- ・新県立中央病院の「小児救急医療拠点病院」体制の整備
- ・ドクターヘリ専用機の運航体制の整備
- ・鳴門病院の地方独立行政法人化による広域拠点機能の整備
- ・麻植協同病院の改築による耐震化

（南部圏域）

- ・県立海部病院の移転改築による災害医療の拠点化
- ・県立海部病院における「地域医療研究センター」の整備による地域医療を担う人材の育成
- ・美波町立日和佐病院、由岐病院の再編・機能強化
- ・地域枠医師の養成等による地域の医師確保
- ・海部郡内において、長期療養が可能な療養病床の整備に向けた関係機関による連携・検討の実施
- ・看護職員に係る相談、育成、確保及び在宅医療に関する拠点機能の整備
- ・認知症疾患における鑑別診断、地域の医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談受付等を行う「認知症疾患医療センター」の設置

（西部圏域）

- ・県立三好病院の改築による「高度医療」を備えた病院機能の充実
- ・県立三好病院における公的病院初の「緩和ケア病棟」の整備と「こころの相談室」の設置検討
- ・県立三好病院における「高精度放射線治療装置（リニアック）」の導入
- ・地域枠医師の養成等による地域の医師確保
- ・ICTを活用した総合医療情報連携システムの構築による、県立三好病院、市立三野病院、町立半田病院の公立3病院に加えて地域の医療機関も含めた医療連携体制の構築
- ・看護職員に係る相談、育成、確保及び在宅医療に関する拠点機能の整備
- ・認知症疾患における鑑別診断、地域の医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談受付等を行う「認知症疾患医療センター」の設置

(参考)

○6次改定における保健医療圏の設定

・1次保健医療圏（市町村域）

日常生活に密着した保健医療サービスを受ける圏域

・1.5次保健医療圏（県内6圏域）

入院医療を含む身近な治療、療養、在宅医療等に対応し、地域特性に応じた保健医療サービスを提供

・2次保健医療圏（県内3圏域）

原則として入院医療需要に対応する一体の区域として、比較的高度な診断治療を含む包括的な医療提供体制を整備

・3次保健医療圏（県全域）

専門的、特殊な保健医療サービスを供給するための圏域

1.5次～2次保健医療圏 ＜第6次改定＞

圏域名		構成市町村数	圏域人口	圏域面積 (km ²)	構成市町村名
2次	1.5次				
東 部	東部Ⅰ	10 (2市7町1村)	457,675	681.2	徳島市 鳴門市 佐那河内村 石井町 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
	東部Ⅱ	2 (2市)	83,267	335.2	吉野川市 阿波市
南 部	南部Ⅰ	5 (2市3町)	133,543	1,199.1	小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 那賀町
	南部Ⅱ	3 (3町)	23,037	525.0	美波町 牟岐町 海陽町
西 部	西部Ⅰ	2 (1市1町)	42,974	562.2	美馬市 つるぎ町
	西部Ⅱ	2 (1市1町)	44,995	844.0	三好市 東みよし町

(注) 人口は、平成22年国勢調査による。

